



## 決済テクノロジーの進化による 割賦販売法改正と今後の課題

池本 誠司 Ikemoto Seiji 弁護士

日本弁護士連合会消費者問題対策委員会幹事、経済産業省産業構造審議会商務流通情報分科会割賦販売小委員会委員、特定適格消費者団体埼玉消費者被害をなくす会理事長、国民生活センター客員講師、明治大学法科大学院非常勤講師など。著書に「割賦販売法(クレサラ叢書 解説編)」(共著、勁草書房、2011年)ほか

### ● 割賦販売法 2020年改正の要点

割賦販売法2020年改正は、経済産業省産業構造審議会商務流通情報分科会割賦販売小委員会(以下、委員会)において、キャッシュレス決済の利用推進とフィンテック事業者の参入促進という政府の政策方針\*<sup>1</sup>に基づいて審議が行われました\*<sup>2</sup>。その結果、①包括信用購入あっせん業者の中でAI・ビッグデータを利用した与信審査方法(利用者支払可能見込額調査)を採用できる者を「認定包括信用購入あっせん業者」として、行政庁による事前チェックにより認定し、かつ事後チェックを行うこと②極度額10万円以下のカード等を発行する「登録少額包括信用購入あっせん業者」を新設し、登録要件の一部緩和および催告書面の期間短縮を認めること③取引条件表示書面・利用明細書(以下、契約書)面の電子化を推進し、特にスマートフォン(以下、スマホ)・パソコン完結型の決済サービスについては、取引条件表示書面・契約書面・催告書面の完全電子化を認めること④カード番号情報適切管理義務の対象事業者にQRコード決済事業者・決済代行業者・ECモール運営事業者等を加えること⑤業務停止命令の導入などの措置が講じられました。

なお、委員会の前半に提示されていたAI・

ビッグデータによる与信審査を行う場合の個人情報情報の使用義務・登録義務の免除については、弁護士会・消費者団体等から多重債務防止の実効性確保のために不可欠の制度であるとして反対意見が寄せられ、消費者委員会からも慎重意見が発出された結果、これまでどおり個人情報情報の使用義務・登録義務が維持されることとなりました。これに伴い、指定信用情報機関である株式会社シー・アイ・シーは、フィンテック事業者の参入促進や信用情報の使用の利便性向上のため、加盟審査期間の短縮や夜間利用時間の拡大、入力事項の簡略化などの運用改善やシステムのあり方の見直しを進めています。

こうして改正割賦販売法(以下、法)は2020年6月24日に公布後、これに伴う改正政省令が2020年12月に公布され、2021年4月1日に施行されました。

本稿は、これらの法改正によりクレジットカード決済の運用がどのように変化するのか、これを利用する消費者の立場にどのような影響が生じるのかを検討します。

なお、包括信用購入あっせんに関して、前述した認定包括信用購入あっせん業者と登録少額包括信用購入あっせん業者という新たな類型が登場し、利用者支払可能見込額の算定、書面の電子化、催告期間の短縮等の規定が複数の箇所

\*1 未来投資会議等「経済政策の方向性に関する中間整理」(2018年11月)

\*2 産業構造審議会商務流通情報分科会割賦販売小委員会報告書「当面の制度化に向けた整理と今後の課題-テクノロジー社会における割賦販売法のあり方-」(2019年12月20日)

表 包括信用購入あっせん業者・認定包括信用購入あっせん業者・登録少額包括信用購入あっせん業者の規定一覧

包括信用購入あっせん業者	登録少額包括信用購入あっせん業者 (極度額 10 万円以下のカード等、利用者支払可能見込額の算定による与信審査)
登録等(法 31 条)	登録等(法 35 条の 2 の 3 第 1 項)
登録拒否事由(法 33 条の 2)	登録拒否事由(法 35 条の 2 の 11) 純資産要件等につき緩和措置
取引条件の情報提供(法 30 条 1 項・2 項)	左記規定を適用
利用者からの請求により書面交付(同条 3 項)	
スマホ・パソコン完結型は電磁的方法(省令 37 条の 2 第 2 項 1 号)	
包括支払可能見込額調査(法 30 条の 2)	—
包括支払可能見込額を超過するカード等交付禁止(法 30 条の 2 の 2)	—
契約条件の情報提供(法 30 条の 2 の 3 第 1 項・2 項・3 項)	左記規定を適用
購入者等からの請求により書面交付(同条 4 項)	
スマホ・パソコン完結型は電磁的方法(省令 53 条の 2 第 2 項 1 号)	
契約解除等の制限 書面による 20 日以上の相当期間を定めた催告(法 30 条の 2 の 4 第 1 項)	—
スマホ・パソコン完結型は電磁的方法(省令 55 条の 3 第 1 項 1 号)	
利用者または購入者等の承諾を得た場合は電磁的方法(同項 2 号)	
損害賠償等の額の制限(法 30 条の 3)	左記規定を適用
抗弁の接続(法 30 条の 4、30 条の 5)	左記規定を適用
業務運営の措置(法 30 条の 5 の 2)	左記規定を適用
改善命令(法 30 条の 5 の 3)	—
登録取消し(法 34 条の 2 第 1 項・2 項)	登録取消し(法 35 条の 2 の 14 第 1 項・2 項)
業務停止命令(同条 2 項)	業務停止命令(同条 2 項)
認定包括信用購入あっせん業者(法 30 条の 5 の 4 第 1 項) (技術・データによる与信審査の特例の認定)	—
利用者支払可能見込額の算定(法 30 条の 5 の 5 第 1 項)	利用者支払可能見込額の算定(法 35 条の 2 の 4 第 1 項)
特定信用情報の使用(同条 2 項)	特定信用情報の使用(同条 2 項)
算定実績等の定期報告(同条 4 項)	算定実績等の定期報告(法 35 条の 2 の 7)
利用者支払可能見込額を超過するカード等交付等の禁止(法 30 条の 5 の 6)	利用者支払可能見込額を超過するカード等交付等の禁止(法 35 条の 2 の 5)
契約解除等の制限の特例(法 30 条の 5 の 7) ※極度額 10 万円以下のカードは催告期間 7 日以上に短縮	契約解除等の制限(法 35 条の 2 の 6) ※催告期間 7 日以上に短縮 スマホ・パソコン完結型は電磁的方法(省令 68 条の 6 第 1 項 1 号) 利用者または購入者等の承諾を得た場合は電磁的方法(同項 2 号)
改善命令(法 30 条の 6)	改善命令(法 35 条の 2 の 8)

(筆者作成)

に設けられたため、これまでより極めて複雑になっています。これらについては表「包括信用購入あっせん業者・認定包括信用購入あっせん業者・登録少額包括信用購入あっせん業者の規定一覧」で、主な規定の所在を確認してください。

## 書面の電子化

旧法(2020年改正前をいう。以下同じ)では、包括信用購入あっせんには、①カード等発行時または極度額増加時の取引条件表示書面交付義務(旧

法 30 条)②カード等による代金決済時の契約書面交付義務(旧法 30 条の 2 の 3)③支払いの遅延による契約解除または残金の一括返済請求(以下、期限の利益喪失)時の 20 日以上の相当期間を定めた書面による催告(旧法 30 条の 2 の 4)と、3つの場面で書面交付義務が規定されています。

このうち契約書面は代金決済の明細を消費者が確認する機能とともに、第三者による不正利用による請求分を発見する機能もあります。債務不履行時の書面による催告は、期限の利益喪

失や契約解除の不利益を受ける前に気づいて支払いを再開する機会を付与する警告機能があります。改正法はインターネット上のキャッシュレス決済を推進する観点から、前述の①～③の書面交付について、それぞれ書面の電子化を促進するものとなりました。

これに伴い、消費者にとっては、スマホの小さな画面で契約内容や催告内容を確認する機会が増えるため、確認機能や警告機能の低下が予想されることや、電子データの送信を受けたファイルを開かないまま見過ごすおそれが大きくなることなどが危惧されます。加えて、オンライン上の決済に限らず、オンライン以外の通信販売や店舗取引に関しても、電子データで送付することが可能となるなど、消費生活センターとしては、こうしたトラブル防止のため、消費者に対し十分な注意喚起を行うことが重要となります\*3。

## (1)取引条件表示書面

旧法では、包括信用購入あっせんのカード等交付時または極度額増加時に、原則として取引条件を表示した書面の交付義務を負い、利用者の事前の承諾があるときは電磁的方法による提供が認められていました(旧法30条の6が旧法4条の2を準用)。

改正法は、カード等交付時または極度額増加時に、原則として情報提供義務を負うものと規定し(法30条1項・2項)、利用者の事前の承諾がなくとも書面か電子データかいずれでもよいこととなります。ただし、利用者から書面の交付を求められたときは書面交付義務を負うものとなりました(法30条3項)。情報提供の方法は、ウェブメール・SMS等の送信など、利用者に積極的に電子データを送り届ける方法とされています(省令36条2項・3項)。なお、メール等の本文に記載または添付ファイルに記載する方法のほか、メール本文にURLを記載しその

URLにアクセスするとウェブページに掲載される方法でもよいとされています。

特例として、後述のスマホ・パソコン完結型の決済の場合は完全電子化を認め、利用者の請求を受けても書面交付は不要です。

認定包括信用購入あっせんおよび登録少額包括信用購入あっせんの場合も、これらの規定が適用されます。

## (2)代金決済時の契約書面

旧法は、カード等を利用して代金決済を行った場合、包括信用購入あっせん業者は、原則として契約書面の交付義務を負い、消費者等の事前の承諾があるときは電子データによる提供が認められていました。一方、カード加盟店は、原則として情報提供義務を負うものとされ(旧法30条の2の3第4項。改正法で同条5項に変更)、消費者等から書面交付を求められたときは書面交付義務を負うものと規定されていました(旧法同条5項。改正法で同条6項に変更)。

改正法は、包括信用購入あっせん業者は代金決済時に原則として情報提供義務を負うものと規定し(法30条の2の3第1項・2項)、消費者等の事前の承諾がなくとも書面か電子データかをクレジット会社が選択できるものとなりました。ただし、消費者等から書面の交付を求められたときは書面交付義務を負います(法30条の2の3第4項)。カード加盟店の旧法の取り扱いと同じ規律です。

さらに、特例として後述のスマホ・パソコン完結型の決済の場合は完全電子化を認め、購入者等の請求を受けても書面交付は不要です(同条4項ただし書、省令53条の2第2項1号)。カード加盟店についても、同様に、スマホ・パソコン完結型の決済の場合は完全電子化を認めました(法30条の2の3第6項ただし書)。

認定包括信用購入あっせんおよび登録少額包括信用購入あっせんの場合も前記の規定が適用

\*3 2021年通常国会に向けて、特定商取引法の各取引類型(通信販売を除く)の書面交付義務について、消費者の承諾を要件として書面の電子化を認める改正案が閣議決定された。包括信用購入あっせんや個別信用購入あっせんは、登録制によって事業者の業務適正化について行政庁による継続的な監督制度があること、クレジット決済の利用はクレジット会社と消費者との対面取引は想定できないことなどの特徴があり、不意打ち勧誘による対面取引や利益誘引型取引によるトラブルが現に多発している特定商取引法の取引類型は問題状況が大きく異なる



されます。

### (3) 契約解除等における催告書面

旧法は、消費者等の債務不履行による期限の利益喪失または契約解除の際、20日以上相当期間を定めた書面による催告を要し、利用者等の承諾による電子化の選択はありません。

改正法は、原則として書面による催告(法30条の2の4第1項)は維持されますが、消費者等の承諾を得た場合は電子化を認め、後述のスマホ・パソコン完結型決済の場合は完全電子化を認めています(同条1項括弧書き、省令55条の3第1項)。

### (4) スマホ・パソコン完結型決済サービスとは

消費者から請求を受けても書面交付義務を負わないことは、消費者にとって契約情報の確認が困難となる不利益を受けることとなります。そこで、書面の完全電子化を認めるスマホ・パソコン完結型決済とは、①カード番号等の付与時または極度額増額時②代金決済にカード番号等を利用したとき③弁済金の請求時のすべての段階がプラスチックカード等の物を用いずに、スマホ・パソコンの使用のみで行われる場合(省令37条の2第2項1号、省令53条の2第2項1号、省令55条の3第1項1号)に限定されます。カード加盟店の契約書面および登録少額包括信用購入あっせん業者の催告書面の完全電子化も同じ要件です(省令55条の2第2項1号、省令68条の6第1項1号)。

これに対し、クレジットカードを発行してカード決済とオンライン決済を併用する場合、クレジットカードの番号をオンラインで入力して決済に利用する場合、クレジットカードの番号をスマホにひも付けてQRコード等で決済する場合などは、完全電子化の対象とはなりません。

## 認定包括信用購入あっせん業者と利用者支払可能見込額の算定

AI・ビッグデータを活用した与信審査手法

とは、クレジット決済の利用実績や返済実績、取引履歴等の大量の情報を分析して、きめ細かな与信審査を行う方法をいいます。カード等発行時または極度額増加時に、従来の包括支払可能見込額調査<sup>\*4</sup>(法30条の2)の方法に代えて、AI・ビッグデータを活用した与信審査手法である「利用者支払可能見込額」の算定を利用できる包括信用購入あっせん業者を行政庁が認定する制度として、「認定包括信用購入あっせん業者」(法30条の5の4第1項)を設けました。

事前チェックの基準としては、認定に当たり、不適正または不十分な技術および情報を利用していないこと、利用者の支払能力に関する情報を当該利用者に対する不当な差別、偏見その他の著しい不利益が生じるおそれがあると認められる方法により利用していないこと、指定信用情報機関が算定する延滞率を超えないよう延滞率を管理することを審査します(省令62条1項)。また、利用者支払可能見込額の算定に当たり、指定信用情報機関の信用情報を使用しなければなりません(法30条の5の5第2項)。

事後チェックの方法としては、認定包括信用購入あっせん業者は、定期的に(毎年度)、対象事業年度の延滞率の実績等を記載した報告書により利用者支払可能見込額調査の実績を主務省に報告します(法30条の5の5第4項)。法令に違反して不適正な与信審査を行っている場合は、改善命令(法30条の6)の対象となります。

## 登録少額包括信用購入あっせん業者の導入と規制緩和

登録少額包括信用購入あっせん業者とは、包括信用購入あっせん業者のうち利用者に交付しまたは付与するカード等の極度額が10万円以下の者に限る業態であり、かつ利用者支払可能見込額の算定を行う者であって、経済産業省に登録された事業者をいいます(法35条の2の3第1項、政令24条)。フィンテック業界の要望

\*4 基本的に「年収－クレジット債務－生活維持費」により算定される

を踏まえ、新たに少額与信専用のカード番号等を付与する業態を規定し、新規参入の緩和や業務の円滑化を図ったものです。

登録要件(登録拒否事由)の緩和としては、①純資産要件の充足について、登録時にグループ全体で基準を満たすこと、または事業開始後5年以内に基準を満たすことなどの緩和措置を認めました(法35条の2の11第1項3号、省令68条の10)。また、②利用者支払可能見込額の算定の方法およびこれを適確に行う社内体制の整備についても、一部緩和されました(法35条の2の11第1項11号、省令68条の13)。

業務運営上の円滑化としては、契約解除等の催告期間を旧法の「20日以上」から「7日以上」に短縮しました(法35条の2の6、政令25条)。少額与信の残高であれば、催告書面受領から弁済までの期間が20日間でなくても対処できるであろうという考え方によります。

もっとも、認定包括信用購入あっせん業者が極度額10万円以下の少額与信カード等を発行した場合も、その少額与信カード等に関しては催告期間を「7日以上」でよいものとして緩和しました(法30条の5の7、政令23条2項)。クレジットカードの利用実態からすれば、利用額が数万円程度のカードが多数を占めているようであり、今後は、極度額を10万円以下と設定して催告期間が7日となるカード等が増える可能性があるため、消費生活相談の現場においても十分に留意する必要があります。

## クレジットカード番号等の 適切管理義務の対象者の拡大

旧法は、①クレジットカード等購入あっせん業者(マンスリークリア払いを含むカード発行会社)②立替払取次業者(いわゆるアクワイアラー)および③カード加盟店が、カード番号等の適切管理義務の対象者でした。

近年のキャッシュレス決済システムの進展により、㉞QRコード等決済事業者(カード番号をスマホに登録し、店頭でQRコードやバー

コード等を読み取ることで代金決済を直ちに行う事業)㉟ECモール事業者(ECモール内の出店者と利用者との間の代金決済を、モール運営事業者にカード番号をあらかじめ登録して処理する事業)㊱決済代行業者(アクワイアラーとの間で包括加盟店契約を締結し、傘下の販売業者等の代金決済を取り次ぐ事業)などが登場しています。これらのQRコード等決済事業者・ECモール事業者・決済代行業者は、前払い・即時払い・後払いの決済方法を併存的に提供する形態が増えており、端末機やサイトに不正アクセスされると、チャージ残高の制約がないクレジット決済の被害が最も大きくなる可能性があります。現に、これらの事業者に対する不正アクセス等により、大規模なカード番号の情報漏えい・不正利用事故が複数発生しました。こうした事態を踏まえ、2020年改正によりカード番号等の適切管理義務の対象事業者を拡大し、セキュリティ対策を義務づけました。

改正法35条の16第1項は、カード番号等の適切管理義務の対象事業者を次のように規定しています。1号：クレジットカード等購入あっせん業者、2号：カード加盟店、3号：立替払取次業者、4号：決済代行業者、5号：QRコード等決済事業者およびECモール事業者、6号：5号の事業者から受託した事業者、7号：カード加盟店から受託した事業者(省令132条の2)。

## 業務停止命令

包括信用購入あっせん業者および登録少額包括信用購入あっせん業者に対し業務停止命令(法34条の2第2項、法35条の2の14第2項)を新設しました。旧法では、包括信用購入あっせん業者に対する監督手段としては、改善命令(旧法30条の5の3、旧法33条の5)、登録取消し(旧法34条の2)、罰則(旧法49条)という規定でしたが、改善命令と登録取消しとの間に位置する法執行手段を新たに設けたかたちになっています。